

昭和二十五年法律第二百二号

建築士法

目次

第一章 総則（第一条—第三条の三）	第二章 免許等（第四条—第十二条）	第三章 試験（第十二条—第十七条）	第四章 業務（第十八条—第二十二条）	第四章の二 設計受託契約等（第二十二条の三）	第五章 建築士会及び建築士会連合会（第二十二条の四）	第六章 建築士事務所（第二十三条—第二十七条）
第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会（第二十七条の二—第二十七一条の五）	第八章 建築士審査会（第二十八条—第三十三条）	第九章 雜則（第三十四条—第三十六条）	第十章 罰則（第三十七条—第四十三条）	附則	（目的）	

第一條 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行つ技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。（定義）	第二条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。	第三条 建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。	第四条 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。	第五条 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。	第六条 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。	第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会（第二十七条の二—第二十七一条の五）

（職責）	第二条の二 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。（二級建築士でなければならない）	第三条 第二項の規定は、前項の場合に準用する。	第三条の二 前条第一項各号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの	二 延べ面積が百平方メートル（木造の建築物においては、三百平方メートル）を超えて、又は階数が三以上の建築物	一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの	二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において授業を受ける大学において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」といふ）の設計をいう。

第二章 免許等	（建築士の免許）	第三条 第二項 第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければできない設計又は工事監理をしてはならない。	三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）	二 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができる。

(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第36号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の中知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を七年以上有する者

五 外国の中建築士免許を受けた者で、一級建築士にならうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士にならうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、第二項又は前項の規定にかかわらず、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。

(免許の登録)

第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによって行う。

一 國土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。

二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、建築士免許証に記載された事項等に変更があつたときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。

三 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

5
一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

6
一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（住所等の届出）

第五条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、前項の国土交通省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事）に届け出なければならない。

前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士又は木造建築士は、同項の期間内に第一項の国土交通省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

（名簿）

第六条 一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道府県に、これらを備える。

2 國土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。
(絶対的の欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

一 未成年者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、

四 その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

(相対的欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられた者（前条第二号に該当する者を除く。）

二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（前条第三号に該当する者を除く。）

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（建築士の死亡等の届出）

第八条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 第七条第二号又は第三号に該当するに至つたとき 本人

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族（免許の取消し）

第九条 國土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、當該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならぬ。

一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。

四 前条(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。
五 第十三条の二第一項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。
国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。
二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。
国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(懲戒)

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消しができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条规定第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

<p>第十条の十一 中央指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士登録等事務に關する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。（監督命令）</p>	<p>第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要な命令を下す。中央指定登録機関に對し、一級建築士登録等事務に關する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p>
<p>第十条の十四 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。</p> <p>この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> <p>（一級建築士登録等事務の休廃止等）</p>
<p>第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）</p>	<p>2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。</p> <p>3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。（指定の取消し等）</p>

<p>2 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>3 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>4 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事を行つたとき。</p> <p>5 その役員が一級建築士登録等事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>6 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。</p>	<p>二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事を行つたとき。</p> <p>五 その役員が一級建築士登録等事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。</p>
<p>第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。</p>	<p>第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に對し、審査請求をすることができる。この場合において、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を（中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行ふ場合における規定の適用等）</p>
<p>1 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。（照会）</p>	<p>2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。</p>
<p>第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行ふ場合における第五条第二項から第四项まで及び第六項、第五条の二第一項及び第三項並びに第十条の三の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の三第一項各号及び第二項第二号を除く。）中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士等登録事務」（第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。）の実施」と、</p>	<p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」（第十条の二第二項）と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは、「二級建築士等登録事務（第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。）の実施」と、</p>
<p>1 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。</p>	<p>4 第十条の五第六項及び第十条の三第六項の規定により一級建築士登録等事務を行ふ場合における規定の適用等）</p>

<p>3 第一条の二第一項及び第二項の規定による第五条第六項及び第十条の三第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。</p>	<p>2 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>
<p>3 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>	<p>2 中央指定登録機関が、一級建築士登録等事務を行ふ場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければならない。</p>
<p>3 第一条の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の三第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。</p>	<p>（都道府県指定登録機関）</p>
<p>3 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>	<p>第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることができる。</p>
<p>3 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>	<p>2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p>

<p>3 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>	<p>2 第二項中「一級建築士免許証」とあるのは、「一級建築士免許証明書」とする。</p>

書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。

都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録）

第十条の二十二 第十条の三第一項第一号の登録（第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下この章において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わら起算して二年を経過しない者

四 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準等）

第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者（第二号において「登録申請者」といふ。）が次に掲げる基準のすべてに適合している。

るときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、しなければならない。

国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目的欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として從事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者（以下この号において「建築関連事業者」といふ。）でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の過半数を有するものであること。

ハ 登録申請者の役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社）をいう。）にあつては、業務を執行する社員（過去二年間に建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人があつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であつては、業務を執行する社員（過去二年間に建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録講習機関が講習事務を行なう事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

（登録の公示等）
第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げ（講習事務規程）

る事項その他国土交通省令で定める事項を公示する事項その他の国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

二 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の更新）

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（承継）

二 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（承継）

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人のを選定したときは、その者。以下この項において同じ。）合併後存続する法人若しくは合併の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

（承継）

第十条の二十八 登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（講習事務の実施に係る義務）

第十条の二十九 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行なわなければならない。

（講習事務規程）

第十条の三十 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を

備え付け、これを保存しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を

備え付け、これを保存しなければならない。

（適合命令）

第十条の三十二 國土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。（適正な委託代金）

6 第二十二条の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するようとした者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

7 第五章 建築士会及び建築士会連合会 第二十二条の四 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。

8 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。

9 3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

10 4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

11 5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るために建築技術に関する研修を実施しなければならない。

6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関する報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第六章 建築士事務所

（登録）

第二十三条

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれら者の使用者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の三

都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、登録なく、前条各号に掲げる事項及び登録年月日、登録番号その他国土交通省令で定める事項を一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

（登録の実施）

第二十三条の四

都道府県知事は、前項の規定による登録の申請があつた場合は、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の四

都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

（登録の申請）

第二十三条の二

前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の二

前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

（登録の届出）

第二十三条の二

前項の登録の有効期間の満了後、引き続

い者として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

（登録の届出）

第二十三条の二

前項の登録の有効期間の満了後、引き続

い者（第九号において「暴力團員等」といいう。）

（登録の届出）

第二十三条の二

前項の登録の有効期間の満了後、引き續

い者（第九号において「暴力團員等」といいう。）

（登録の届出）

</

に、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名

三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（廃業等の届出）

第二十三条の七 建築士事務所の開設者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事實を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 その登録に係る建築士事務所の業務を廃止したとき 建築士事務所の開設者であつた者

二 死亡したとき その相続人

三 破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

四 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき その清算人

（登録の抹消）

第二十三条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 第二十三条第一項の登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

三 第十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

2 第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（登録簿等の閲覧）

第二十三条の九 都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

一 登録簿

二 第二十三条の六の規定により提出された設計等の業務に関する報告書

三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの（無登録業務の禁止）

第二十四条の十 建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行つてはならない。

第二十四条の十一 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。（再委託の制限）

第二十四条の十二 建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。

2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の第五項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までに規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならぬ。

3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括するものとする。

一 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定

二 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置

三 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成

四 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

5 建築士事務所の開設者は、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的事項に關し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの（無登録業務の禁止）

第二十四条の十三 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を當ませてはならない。

第二十四条の十四 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。（再委託の制限）

第二十四条の十五 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する事項で国土交通省令で定めたものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第二十四条の十六 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第二十四条の十七 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるものほか、建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する事項で国土交通省令で定めたものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第二十四条の十八 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

1 当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類

2 当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類

3 設計等の業務に關し生じた損害を賠償するため必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類

4 管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的事項に關し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

三 その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第二十四条の十九 建築士事務所の開設者は、設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

2 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

3 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二级建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

4 報酬の額及び支払の時期

5 契約の解除に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、「一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

3 管理建築士等は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該管理建築士等は、当該書面を交付したものとみなす。

4 計算の方法

5 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

6 第二十二条の三の三第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの建築士事務所の開設者は、前項の規定による

書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法

二 建築士事務所の開設者が第一二十三条の第四第
二項各号のいずれかに該当するに至つたと
き。

ついて、それぞれ準用する。
(報告及び検査)

第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」

建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告

と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第

務所の開設者は、当該書面を交付したもののみなす。

第二十四条の九 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他措置を講ずるよう努めなければならない。
(業務の報酬)

(監督处分)

読者が次の名号のいずれかに該当する場合はおいては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならぬ。

一　虚偽又は不正の事実に基づいて第一二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号、第六号、第七号（同号に規定する未成

年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がある

同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第八号（法人でその役員のうちに同項

第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く)、第九号又は第十号のいずれかに該当

三 第二十三条の七の規定による届出がなくてするに至つたとき。

同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の開鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の開鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第二百七十七条 この章に規定するものほか、建築士事務所の登録、第二十四条第一項の登録及び講習並びに登録講習機関に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。

う。以下同じ)の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは、「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)

と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのとは、「次に掲げる事項（登録の区分に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。
（国土交通省令への委任）

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。

都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の開鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければ

う。以下同じ。)の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは、「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。
(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)
第二十六条の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行ふ場合における第二十三条第一項の規定等を適用する場合においては、(略)

と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項（登録の区分に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。
（国土交通省令への委任）

(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)

第二十七條の二

その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く)は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員(以下この章において「協会会員」という)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第二十七條の三

その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(第六項において「連合会会員」という)とする旨の定めがあるものでなければならない。

第二十七條の四

(加入)

建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

第二十七條の五

(名称の使用の制限)

協会会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。

第二十七條の六

(苦情の解決)

建築士事務所協会は、建築主その他他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対し、その苦情について解説する。建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修

第二十七條の七

(会員の任期)

委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は建築士事務所協会連合会といふ文字を用いてはならない。

第二十七條の八

(権限の委任)

建築士事務所協会の委員に於ては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十七條の九

(監査)

前条第二項の試験委員は、その者の任命に係る試験の問題の作成及び採点が終了したときは、解任されるものとする。

第二十七條の十

(会員の選任)

会長は、会務を總理する。

第二十七條の十一

(不正行為の禁止)

会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理することができる。

第二十七條の十二

(建築士審査会)

建築士事務所協会は、協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会に於てはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会に於ては国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十八條

(建築士審査会)

建築士事務所協会は、協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会に於てはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会に於ては国土交通大臣に届け出なければならない。

会は、建築士事務所の業務の適正化を図るために、その権限に属させられた事項を処理させるため、国土交通省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

(建築士審査会の組織)

国土交通大臣は建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

第二十九條

(中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする。

第三十条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員をもつて組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする。

第三十一条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ試験委員を置く。

第三十二条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十三条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十四条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十五条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十六条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十七条

(罰則)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十八条

(罰則)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第三十九條

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第四十条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第四十一条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

第四十二条

(権限の委任)

中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会に於ては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会又は同項の試験委員の半数を超えてはならない。

く)をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、国土交通省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

(政令への委任)

第三十三条 この章に規定するもののほか、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会に関する事項は、政令で定める。

第九章 雜則

第三十四条

建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三十五条

二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三十六条

木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三十七条

（名称の使用禁止）

（名称の使用禁止）

第三十八条

（名称の使用禁止）

第三十九条

（名称の使用禁止）

第四十条

（名称の使用禁止）

第四十一条

（名称の使用禁止）

第四十二条

（名称の使用禁止）

第四十三条

（名称の使用禁止）

第四十四条

（名称の使用禁止）

第四十五条

（名称の使用禁止）

第四十六条

（名称の使用禁止）

第四十七条

（名称の使用禁止）

第四十八条

（名称の使用禁止）

第四十九条

（名称の使用禁止）

第五十条

（名称の使用禁止）

第五十一条

（名称の使用禁止）

第五十二条

（名称の使用禁止）

第五十三条

（名称の使用禁止）

第五十四条

（名称の使用禁止）

第五十五条

（名称の使用禁止）

第五十六条

（名称の使用禁止）

第五十七条

（名称の使用禁止）

第五十八条

（名称の使用禁止）

第五十九条

（名称の使用禁止）

第六十条

（名称の使用禁止）

第六十一条

（名称の使用禁止）

第六十二条

（名称の使用禁止）

第六十三条

（名称の使用禁止）

第六十四条

（名称の使用禁止）

3 不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為の取消しであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、は、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十六年六月二七日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の建築士法（以下「新法」という。）第二十二条の三の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された契約の当事者については、適用しない。

第三条 建築士事務所の開設者（この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていた者に限る。第三項において「既登録者」という。）は、施行日から起算して一年以内に新法第二十三条の二の規定による更新の登録の申請をする場合を除き、施行日から起算して一年以内に、同条第五号に掲げる事項を、当該都道府県知事に届け出なければならない。

四 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

第五条

都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続

（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 前二条に規定するもののほか、この法律の

施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経

過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月七日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 前二条に規定するもののほか、この法律

の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経

過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から行

する。

（政令への委任）

(三)	習講期定土築建造木	(二)	習講期定土築建級二
目関事計く。の定する建築物を除する者	の建築物を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	監理及び工事に関する科目	監理及び工事に関する科目
の建築物を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	の建築物を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	監理及び工事に関する科目	監理及び工事に関する科目

習士建築管理講習科目	別表第三 (第二十四条、第二十六条の五関係)	(五)	(四)
他関係法	習講期定土築建級一計設備設	習講期定土築建級一計設造構	
この講師	設計する科目	イ	イ

令に関する科目	上の知識及び経験を有する者
口建築	管理建築士として三年以上物の品質の実務の経験を有する管理建築士
の(2) (1)に掲げる者と同等以上上の知識及び経験を有する者	の(2) (1)に掲げる者と同等以上上の知識及び経験を有する者